に係る外国に限る。(ii)において同じ。)における売上高の伸び率を百分率で表した値（当該値が正の値である場合に限る。)が、過去三事業年度における当該商品又は当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値を五以上上回ること。

(ii)　当該特定事業再編計画の認定を受けた日以後三年を経過する日を含む事業年度までの間における当該商品又は当該役務の外国における売上高が、特定事業再編の開始時における当該商品又は当該役務の外国における売上高を上回る場合であって、特定事業再編計画の認定を受けた日以後三年を経過する日を含む事業年度までの間における当該商品又は当該役務の売上高に占める外国における売上高の割合から特定事業再編の開始時における当該商品又は当該役務の売上高に占める外国における売上高の割合を差し引いた値を百分率で表した値に、特定事業再編計画の認定を受けた日以後三年を経過する日を含む事業年度までの間における当該商品又は当該役務の売上高を特定事業再編の開始時における当該商品又は当該役務の売上高で除した値を乗じた値が、五以上となること。

(5)　新商品の開発等による国内における新たな需要の相当程度の開拓

法第二条第十二項第二号の新商品の開発等により国内における新たな需要を相当程度開拓することとは、法第二条第十一項第二号イを行い、かつ、当該特定事業再編計画の認定を受けた日以後三年を経過する日を含む事業年度までの間における当該商品又は当該役務の国内における売上高の伸び率を百分率で表した値（当該値が正の値である場合に限る。)が、過去三事業年度における当該商品又は当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値から五以上上回ることをいうものとする。

(4)　中核的事業の割合の相当程度の増加

法第二条第十二項第二号ハの中核的事業の売上高等の当該事業者が行う全ての事業の売上高等の総額に対する割合が相当程度増加すると見込まれる場合とは、(i)の場合とする。ただし、当該事業者の子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。以下同じ。)が多く存在するなど事務負担が大きく、(i)による計算を行うことが困難な場合においては(ii)の場合とすることができる。なお、(ii)において事業者に子会社がある場合の計算において、事業者が連結財務諸表を作成している場合には連結財務諸表における売上高等を用いることができる。他の会社等に子会社がある場合の計算においても同様とする。

(i)　特別事業再編計画の実施により、①の値が②の値を三以上上回ることが見込まれる場合

①　他の会社又は外国法人（以下この(4)において「他の会社等」という。)が関係事業者又は外国関係法人（以下この(4)において「関係事業者等」という。)となった後における、当該事業者の中核的事業の売上高等の額（当該事業者の子会社及び関係事業者等となった当該他の会社等の中核的事業の売上高

(3)　新たな需要の相当程度の開拓

法第二条第十二項第二号の事業活動に係る商品又は役務の新たな需要を相当程度開拓することとは、法第二条第十一項第二号イ、ロ、ハ又はニのいずれかを行い、かつ、当該特別事業再編計画の終了年度における当該事業活動に係る当該商品又は当該役務の売上高の伸び率を百分率で表した値（当該値が正の値である場合に限る。)が、過去

る場合に限る。)が、過去三事業年度における当該商品又は当該役務に係る業種の売上高の伸び率の実績値を百分率で表した値から五以上上回ることをいうものとする。

［新設］